

(平成24年8月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年2月までの期間及び12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月から9年2月まで
② 平成12年6月

申立期間当時、元夫の実家で義父母と同居していたとき、家族の分の保険料を支払う役目であった義父がきちんと納付していなかったため、その後は、私が私と元夫の保険料の支払を行った。その際、毎月の保険料と滞納分を並行して納付した。元夫と私の分の保険料は、間違いなく全て納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町（現在は、B市）役場の窓口又は近隣の金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているものの、同町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では夫婦共に申立期間の保険料は未納となっている上、申立期間前後の期間の申立人と元夫の納付日を確認したところ、保険料の納付月の古い順には納付されておらず、滞納分の納付が的確に行われていなかった状況がうかがわれる。

また、申立人は、数か月分の国民年金保険料が未納となっても、次に保険料を納付する際にまとめて納付していたと主張しているが、当該申立期間における保険料の納付時期、納付金額及び納付方法について特定することができない上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の一部は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、この頃には年金記録業務のオンライン化、電子計算機による

納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進んでいることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年3月まで
申立期間の保険料は、当時勤務していた事業所の給与から控除されていたが、年金事務所の記録が、未納となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達して間もない頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、勤務していた事業所の給与から毎月控除され、事業主が集金人に渡していた旨の供述をしているが、当時の事業主は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月31日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃、国民年金の加入手続を行い、20歳に達した日の42年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

一方、国民年金保険料の納付について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日から判断すると、申立期間は過年度期間となることから、当該期間の保険料は、申立人が供述する方法では納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書等）を所持しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 968 (事案 644 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 6 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
私の A 社での標準報酬月額の記録は、私の報酬と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

なお、申立期間のうち、一部の給料支払明細書が見つかったので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社は、既に適用事業所ではなくなっている上、元事業主の妻は、給与台帳等の関連資料を保管していないこと、ii) 複数の同僚に照会したものの、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 8 日付けの年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、新たに昭和 61 年 3 月から同年 6 月までの給料支払明細書が見つかったとして、当委員会に再度申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

前述の給料支払明細書からは、一部の期間で報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。